

・事業所ごとに3部作成し、6月30日までにご提出ください。
・旧様式では受付できません。

事業所枝番号は許可証の左下に記載されています

許可番号	派14-〇〇〇〇〇〇
事業所枝番号	1
許可年月日	〇〇年 〇月 〇日

労働者派遣事業報告書 (年度報告) (6月1日現在の状況報告)

○中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

提出日を記入 → 〇年 〇月 〇日

提出者 株式会社 代表取締役 神奈川労働局 神奈川 太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

1, 2, 4, 5欄は許可証の記載通りに記入ください

1 氏名又は名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ かながわろうどうきょく 株式会社 神奈川労働局		
2 住所	〒 (231-××××) 神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地 (045) ×××-××××		
3 代表者の氏名 (法人の場合)	かながわ たろう 神奈川 太郎	役名	代表取締役
4 事業所の名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ かながわろうどうきょく ばしゃみちしてん 株式会社 神奈川労働局 馬車道支店		
5 事業所の住所	〒 (231-××××) 神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番2号 大和地所馬車道ビル2階 (045) ×××-××××		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 <input checked="" type="radio"/> 2 中小企業		
7 産業分類	名称	労働者派遣事業 (主たる業種の日本標準産業分類の名称とその細分類番号)	分類番号 9121 (4ケタ)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		直前に終了した決算期
9 民営職業紹介事業との兼業	<input type="radio"/> 1 有 <input checked="" type="radio"/> 2 無		許可・届出番号 14-ユ-××××××
10 親会社の名称	株式会社 労働ホールディングス	備考	
	①労働者派遣事業の許可番号 派××-××××××	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	××-ユ-△△△△△△
11 請負事業の実施	<input type="radio"/> 1 有 <input checked="" type="radio"/> 2 無		うち構内請負の実施 <input checked="" type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無
12 備考	<p>親会社とは ①議決権の過半数を所有している者 ②資本金の過半数を出資している者 ③上記①②の者と同等以上の支配力を有すると認められる者</p> <p>派遣実績のない場合は、余白に「派遣実績なし」と記入してください。ただし、実績がない場合も第1面、第2面(1)①、(3)、(5)②第5面(10)、第6面(11)①は記入が必要です。</p> <p>構内請負とは製造業において、発注者の事業所構内で生産活動を請け負うこと</p>		
※労働局			

報告対象期間末日時点で締結されている派遣契約で、同じ職場(期間制限の対象である組織単位、課やグループ等)に1年以上派遣される見込みの者

I 年度報告

決算期末における人数

(1) 派遣労働者数等雇用実績(実人数)(報告対象期間末日現在)

(2) 労働者派遣事業の売上高

Table with 6 columns: 正社員やパート等、派遣以外も含めた全従業員数(役員除く), 計, 通算雇用期間が1年以上の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者, 通算雇用期間が1年未満の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者. Rows include ①全労働者, ②派遣労働者総計, ③無期雇用派遣労働者, ④有期雇用派遣労働者, ⑤日雇派遣労働者, ⑥登録者 ※

Table with 1 column: 労働者派遣事業の売上高. Value: 50,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

Table with 1 column: 請負事業の売上高. Value: 10,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数(実人数)

Table with 1 column: 海外派遣労働者数(実人数). Value: 0

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数(実数)

Table with 1 column: 派遣先事業所数(実数). Value: 8. Note: 実績が無い場合は〇印を記入

※登録制度のある事業主のみ

②労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)(報告対象期間内に締結した個別契約件数)

Table with 11 columns: 総件数, 1日以下のもの, 1日を超え7日以下のもの, 7日を超え1月以下のもの, 1月を超え2月以下のもの, 2月を超え3月以下のもの, 3月を超え6月以下のもの, 6月を超え12月以下のもの, 1年を超え3年以下のもの, 3年を超えるもの, 労働者派遣契約がなかった

(6) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

Table with 5 columns: 教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号, 教育の方法の別, 教育の実施主体の別, 受講した派遣労働者数, 1人当たりの平均実施時間. Includes rows for 5, 6, 7 and a note about safety education regulations.

③主な派遣先事業主(取引額上位5社)

Table with 2 columns: 氏名又は名称, 所在地(市町村まで). Lists companies like アサカ, シロガネダイ, ダイバ, カブキ, トラノモン.

②その他の教育訓練(①及び(11)に係るものを除く)

Table with 5 columns: 訓練の内容, 訓練の方法の別, 訓練の実施主体の別, 訓練費負担の別, 賃金支給の別, 1人当たりの平均実施時間.

(7) 紹介予定派遣に関する事項

Table with 4 columns: イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人), ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人), ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人), ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数(人).

(8) 雇用安定措置(法第30条)の実績 決算期間中に雇用安定措置を行った人数を記載【詳細別紙参照】(*期間中に退職者がいれば、(1)の報告対象期間末日時点の対象労働者数と一致)

Table with 8 columns: 期間, 対象派遣労働者数, 第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数, 第2号の措置(新たな派遣先の提供)を講じた人数, 第3号の措置(派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数, 第4号の措置(その他の措置)を講じた人数, 第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数, 備考.

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (7)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

別紙:「(8) 雇用安定措置(法第30条)の実績」について

報告対象期間における雇用安定措置の対象派遣労働者(雇用安定措置を講じなかった者を含む)及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。

「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。

有期雇用派遣労働者の雇用契約を更新し、引き続き同一の組織単位の業務を継続する場合、その時点においては雇用安定措置の対象外とすること。

※「1年未満見込み(※1)」欄には派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限り対象人数として記載すること。

雇用安定措置(雇用を継続するための措置)について

派遣元事業主は、継続就業見込みが一定期間以上であり、継続就業を希望する有期雇用派遣労働者に対し、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

【措置について】

- ①第1号の措置:派遣先への直接雇用の依頼
- ②第2号の措置:新たな派遣先の提供(合理的なものに限る)
- ③第3号の措置:派遣元事業主による派遣労働者以外の労働者としての無期雇用
- ④第4号の措置:その他雇用の安定を図るために必要な措置

【対象者<下記A・B・C>について】 ※無期雇用派遣労働者は雇用安定措置の対象外です

- A:同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者
(本人が継続して就業することを希望している場合に限る)
- B:同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある者
(本人が継続して就業することを希望している場合に限る)
- C:(A及びB以外の者で)派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の者
(現在、いわゆる「登録状態」にある者も含む)

【事業主の責務について】

- 上記Aの対象者:①～④のいずれかの措置を講じる義務があります。
また、①の措置を講じた結果、派遣先での直接雇用に結びつかなかった場合には、派遣元事業主は、②～④のいずれかの措置を追加で講じる義務があります。
- 上記Bの対象者:①～④のいずれかを講じる努力義務があります。
- 上記Cの対象者:①～④のいずれかを講じる努力義務があります。

期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。

「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合には、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。

「第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数」、「第2号の措置(新たな派遣先の提供)を講じた人数」、「第3号の措置(派遣元事業主による派遣労働者以外の労働者としての無期雇用)を講じた人数」及び「第4号の措置(その他の措置)を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

「第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。

「第2号の措置(新たな派遣先の提供)」には、有期雇用派遣労働者を無期雇用とした後、新たな派遣先へ就業させた場合や、再び同じ派遣先へ就業させた場合も含まれる。

「第4号の措置(その他の措置)を講じた人数」について、「教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第11号 (第3面)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

小数点以下四捨五入

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	18,667	22,500	19,500	13,000	15,500	15,500	14,000	14,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	31,000	27,000	20,000	21,000	21,000	19,000	19,000
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	9,000			9,000	9,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000		10,000	10,000	10,000		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

職種ごとの合計

$$\frac{\text{派遣料金(1日(8時間当たり)の額)}}{\text{職種の数}} = \text{全業務平均}$$
 ※縦列01~99の単純平均です

例:派遣料金
 派遣労働者=(30,000+12,000+14,000)÷3=18,666.666...
 無期雇用派遣労働者=(31,000+14,000)÷2=22,500
 有期雇用派遣労働者=(27,000+12,000)÷2=19,500

派遣先から得た派遣料金の総額(消費税含む)

$$\frac{\text{派遣先から得た派遣料金の総額(消費税含む)}}{\text{派遣労働者の総労働時間}} \times 8\text{時間}$$

派遣労働者の賃金の総額

$$\frac{\text{派遣労働者の賃金の総額}}{\text{派遣労働者の総労働時間}} \times 8\text{時間}$$

1人で複数の業務に派遣されている場合には主たる業務に記入。

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	30,000	20,000	20,000
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	

マージン率等の情報提供が派遣実績の有無に関わらず派遣事業主に義務付けられています(法23条第5項)

マージン率等については、原則としてインターネットの利用による情報提供が必要となります。
人材サービス総合サイトによる情報提供も可能です。

様式第11号 (第6面)

職務経験あり: 過去にキャリアコンサルティング経験がある、人事部門で3年以上の経験がある等
 知見あり : キャリアコンサルティングの知識を有すること

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	1	1	1	1	
キャリアコンサルタント	1		1	—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

1, 2, 3いずれかに○
 それぞれ用紙を分けて作成

報告対象期間中の派遣労働者の人数

③ キャリアアップに資する教育訓練 (①フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1
(ロ) 1人あたりの訓練時間 4時間	10				10				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2		2		40	40	20	20				
(ロ) O/A機器操作訓練	2		2		20	20	12	8				
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修	2		2		20	10	10		1	1	1	1
(ロ)		10	5	5	10	5	5		備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修	4		4		20	10	10		1	1	1	1
(ロ)		10	5	5	10	5	5		備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2		2		5	5	3	2	1	1	1	1
(ロ)	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
					○(40+40+20+5)=105							
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					105	105	55	50	1～3年目のaの合計 (c)			265
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			10
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)									1500	記入漏れ/最低賃金/小数点以下切り捨てに注意		

様式第11号 (第6面)

職務経験あり: 過去にキャリアコンサルティング経験がある、人事部門で3年以上の経験がある等
 知見あり : キャリアコンサルティングの知識を有すること

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	1	1	1	1	
キャリアコンサルタント	1		1	—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

1, 2, 3いずれかに○
 それぞれ用紙を分けて作成

報告対象期間中の派遣労働者の人数

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、②短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり)
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練	各項目の番号											
(イ) 新規採用者訓練 1人あたりの訓練時間 4時間	1				12				1	1	1	1
(ロ) 職能別訓練	記載例は短時間勤務(1年以上雇用見込み)の派遣労働者数 7人 の場合											
(イ) システム設計・技能研修 4時間	2	2			8	4	4					
(ロ) O.A機器操作訓練 4時間	2	2	8		4	4						
ハ 職種転換訓練	備考											
ニ 階層別訓練	備考											
ホ その他の教育訓練	備考											
(イ) ビジネススキル研修 1時間	2	3	3		3	2	1	1	1	1	1	1
(ロ)	3	2	1	1	3	2	1	1				
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)	23				10	8	5	1~3年目のaの合計 (c)				41
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)	3				2	1	1	1~3年目のbの合計 (d)				6
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	7				5	8	5	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				6
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)	1500				記入漏れ/最低賃金/小数点以下切り捨てに注意							

様式第11号 (第6面)

職務経験あり:過去にキャリアコンサルティング経験がある、人事部門で3年以上の経験がある等
 知見あり :キャリアコンサルティングの知識を有すること

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	1	1	1	1	
キャリアコンサルタント	1		1	—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

1, 2, 3いずれかに○
 それぞれ用紙を分けて作成

報告対象期間中の派遣労働者の人数

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み) ③ 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり)
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練 1人あたりの訓練時間 4時間	1				12				1	1	1	1
(ロ)	3				3				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) OA機器操作訓練 2時間	2				6							
(ロ)	3				3							
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					18				1~3年目のaの合計 (c)			18
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b) 延べ人数ではない					3				1~3年目のbの合計 (d)			3
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) 小数点以下切り捨て					6				1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			6
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)									1500			記入漏れ/最低賃金/小数点以下切り捨てに注意

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

第7～9面は、
6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在の状況を、
土曜日に当たる場合は6月3日現在の状況を報告下さい。

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	△	□	△	□	△	□	△	□
42	25	25	6	6	2	2	9	9

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		△	□	△	□
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2			2	2
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

①欄と②欄の合計はそれぞれ一致する。

無期雇用派遣労働者 有期雇用派遣労働者
 ①欄の△ ②欄の□ ①欄の△ ②欄の□
 (25+2) = (20+2+5) (6+9) = (8+2+5)

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
10	5	5	5	5

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
4	2	2	2	2						

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ ivの合計の内数)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	2	2
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

20

登録制度を実施していない場合は「0」となります。

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

第7面①欄において計上した、6月1日に派遣していた労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を記入。

未加入者がいる場合には別添(「6月1日における派遣労働者の雇用保険等の被保険者資格取得の状況」)に記入。